

特定非営利活動法人日本歯周病学会 学術賞規程

(趣 旨)

第1条 この規程は日本歯周病学会定款細則第43条の規定により、日本歯周病学会学術賞（英文名 JSP Distinguished Scientist Award, 以下「本賞」という。）に関する必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 本賞は日本歯周病学会会員のうち、歯周病学において継続して優れた業績を上げた研究者の功績を讃えることを目的とする。

(選考対象)

第3条 本賞の選考は次に定める業績をもって行う。

- 1 選考対象は歯周病関連の継続性のある複数の原著論文で、その内容は少なくとも一部は日本歯周病学会(以下「本学会」という。)で発表されているものとする。また原則として選考対象となる研究の主要な部分が日本国内で行われたものに限る。
- 2 前項で定める原著論文のうち主たるもの3編は、これまでに本賞の受賞対象となっていないものとする。また申請にあたり、共著者のうち本学会会員からは同意を得なければならないものとする。

(受賞者の資格)

第4条 本賞は次の各号に該当する者に授与する。

- 1 本学会で継続して10年以上学会員として活躍している者
- 2 歯周病学分野の第一線で活躍し、将来大きな発展が期待できる者で年齢は募集締切日に満55歳までの者
- 3 教授が応募する場合は、教授就任5年以内とする

(募集方法)

第5条 本賞候補者の募集方法は次のとおりとする。

本学会理事または評議員の推薦により応募するものとする。申請者は、次の書類を添えて本学会事務局に申請する。

(申請手続き)

第6条 候補者の申請提出書類は、次の資料をホームページの案内に沿って専用フォームより提出し、さらに1, 2は各正本1部を郵送すること。

- 1 推薦書(様式自由)
- 2 応募申請書(所定様式)
- 3 対象論文の別刷またはコピー
- 4 当該年度において応募された申請で受賞対象とならなかった者は、次年度の応募資格を満たす場合、申請は自動的に持ち越される。この場合、1-3の書類の一部あるいは全ての差し替えが可能である。持ち越しの対象となる応募者には、選考委員会より確認の連絡を行う。ただし、応募者の希望により、応募を取り下げることが可能である。持ち越しできる期間は、応募時点を基準として3年後の年度末までとする。
- 5 課題名が変更となった場合は新規申請扱いとする。

(受賞数)

第7条 受賞数は各年度2名以内とする。

(選 考)

第8条 選考委員長は、研究委員会の中から選出し、選考委員長が選考委員会を主催する。選考委員長は、理事または評議員の内から5名の選考委員を選出し理事長が任命する。但し、推薦者および申請者と同一の講座(あるいは分野)に所属する理事または評議員は選考委員になれない。

- 2 各委員の任期は当該年度内とする。
- 3 選考の内規は別に定める。

(決 定)

第9条 前条により選出された最終候補者は、理事会の議を経て受賞者と決定する。

(表彰等)

第10条 毎年、学術大会時に賞状ならびに副賞を受賞者に授与し、受賞者は日本歯周病学会会誌に内容の概略を受賞後1年以内に投稿する。その際の掲載費用は50,000円まで本学会負担とし、それを超える分は本人の負担とする。

(規程の改正)

第11条 この規程の改正は、理事会の議を経て行う。

附則

- 1 本賞の副賞はライオン株式会社のスポンサーシップによる“LION Award”とする。
- 2 この規程は平成13年4月25日から施行する。
- 3 この規程は平成22年5月13日に一部改正し施行する。
- 4 この規程は平成25年5月30日に一部改正し施行する。
- 5 この規程は平成27年5月14日に一部改正し施行する。
- 6 この規程は平成27年9月12日に一部改正し施行する。
- 7 この規程は令和元年10月24日に一部改正し施行する。
- 8 この規程は令和4年6月2日に一部改正し施行する。